

## 平成29年度 調査・研究事業

### 中小・零細企業が法改正に対応したHACCPを導入する際の効果的な支援スキームの調査研究報告書(要約)

食品衛生法改正が2018年に予定され、営業許可要件がHACCP方式に変更される。食品関連事業者にとって重要な経営課題となることから調査研究事業として取り組んだ。

法改正の要点は、許可要件がHACCP方式に一本化されることにある。改正の背景には、国際基準への適合の必要性、国内で発生する食中毒が減少しない、ことがある。

公表されている改正骨子では、事業規模や業態に応じて厳密なHACCP方式とする基準A、簡便な方式による基準Bが示されていて、中小企業への配慮が検討されている。

食品産業はGDPの9%を占め、中小事業者は出荷額の四分之三、連事業者では99%が中小零細企業である。国はこの層でのHACCP浸透を図ることが重要課題としているが、実態はほとんど認知されていない。このことから法改正は中小企業診断士をはじめとする支援機関の役割は大きい。

HACCPとは製造工程で予測される健康危害要因を科学的な手法で押さえ込み、食中毒など食品による健康被害を防止する仕組みで、決して設備に頼った手法ではない。しかし、いわゆる「HACCP対応工場」が喧伝され、「HACCPは金がかかる」という誤った認識が広まっていることが調査研究でのアンケートでも示された。

HACCPが仕組み=マネジメントであることから、中小企業診断士の持つさまざまな知見、ノウハウが活用できる。具体的には、PDCAサイクルを構築すること、導入作業に当たりファシリテーターとして機能すること、生産性向上の視点を持ち込むこと、などで有効な支援が可能との仮説を立て、企業支援を実施した。

基準A導入は対米輸出でHACCP確認が求められていた有限会社相沢食産での個別支援を実施した。調査研究事業参加メンバーが介入して議論の方向性を整理し、工程のムリ・ムダを指摘するなど、合計5回の現場支援で基準に達するHACCP導入を達成した。

当事者からは、時間が足りなかったこと、PDCAサイクルの取り組みは今後の課題であること、などの問題意識が出された。

基準B導入は、厚生労働省が公表している資料を利用して集合研修を実施した。参加者は5名と少なかったが、アンケートでは4名の参加者が「自社で取り組みそう」と回答した。基準Bは対象者が多数にのぼる。個別支援ではなく、適切な資料等を活用した集合研修で一定の成果が期待できることが実証された。

実地での支援を通じて確認できた支援スキームのポイントは次の通りである。

- ①中小・零細企業の事業特性を踏まえる
- ②専任者の配置は困難なため従業員のモチベーションを維持するよう配慮する。

- ③業務効率向上など経営全体にメリットが現れることを認識してもらうように取り組む。
- ④社長がイニシアチブを発揮できるよう支援する。

具体的な支援スキーマは次の通りである。

- ①可能な限り中小企業支援機関、保健所などと連携して支援にあたる。
- ②H A C C P 導入の基本方針、到達点を明確にする。
- ③設定した到達点とのギャップ分析により課題に優先順位を付ける。
- ③一般衛生管理の確立を特に重視する。
- ④複数ライン、複数カテゴリー商品がある場合には、習熟度合いに応じて横展開する。
- ⑤いったん導入して終わりではなく、P D C A サイクルで継続的改善の動機付けを促す。